

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この府令は、平成二十年九月一日から施行する。

### ( 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置 )

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）  
第一号様式から第二号の七様式まで、第六号様式から第七号の四様式まで、第十一号様式から第十一号の三様式まで、第十二号様式、第十二号の二様式、第十四号様式及び第十四号の三様式から第十五号様式までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいい、同法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は有価証券の売出し（金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいい、同法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）から適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

2 新開示府令第三号様式の第一部 企業情報の第4 提出会社の状況の6 コーポレート・ガバナンスの

状況等の2) 監査報酬の内容等、第二号の二様式の第一部 企業情報の第1 企業の概況の9 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等、第四号様式の第一部 企業情報の第4 提出会社の状況の5 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等並びに第八号様式及び第九号様式の第一部 企業情報の第5 提出会社の状況の5 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等に係る記載事項については、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)について記載することを要し、同日以前に開始する事業年度に係るものについては、当該記載事項に代えて、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第二条第一項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した報酬の内容を記載することができる。

3 新開示府令第二号様式の第二部 企業情報の第4 提出会社の状況の6 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等、第二号の四様式の第二部 企業情報の第4 提出会社の状況の6 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等、第二号の五様式の第三部 企業情報の第1 企業の概況の9 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等、第二号の六様式の第三部

企業情報の第4 提出会社の状況の6 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等、第  
二号の七様式の第三部 企業情報の第4 提出会社の状況の6 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) (  
監査報酬の内容等、第七号様式の第二部 企業情報の第5 提出会社の状況の5 コーポレート・ガバ  
ナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等及び第七号の四様式の第三部 発行者情報の第5 提出会社の状  
況の5 コーポレート・ガバナンスの状況等の2) 監査報酬の内容等に係る記載事項については、第一項  
の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書(金融商  
品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)について記載することを要し、次  
の各号に掲げる者が当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書については、当該記載事項に代えて  
、公認会計士法第二条第一項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した報酬  
の内容を記載することができる。

一 金融商品取引法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有  
価証券の発行者(当該有価証券の発行者が同項ただし書(同法第二十七条において準用する場合を含む  
。 )の規定の適用を受けている場合を除く。) 新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様

式又は第九号様式による有価証券報告書（前項の規定を適用して提出したものを除く。）を提出した日

一 前号に掲げる者以外の者 平成二十一年七月一日

- 4 前項各号に掲げる者が当該各号に定める日前に新開示府令第1号様式又は第1号の五様式による有価証券届出書を提出し、かつ、新開示府令第1号様式の記載上の注(59)中「また、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の2に規定する異動をいう。以下この様式及び第2号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ（2）から（6）までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。」の注(59)中「また、最近2事業年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）において公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。」の注(59)中「また、最近2事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第19条第2項第9号の2の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ（2）から（

ら)までに掲げる事項については、その概要)も記載すること。」とあるのは「なお、最近事業年度終りにおいて公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。」と読み替えるものとする。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第二号様式、第二号の二様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式及び第十号様式は、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式、第三号の五様式から第四号の三様式まで、第四号の四様式、第四号の二様式、第五号の二様式から第六号の三様式まで、第十五号様式から第十六号の二様式まで、第十八号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第一号様式及び第二号様式は、施行日以後に開始する株券等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例による。